

補助金交付基準（事務局案）

1．基本事項

（１）公益性の基準

補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められること。

（２）必要性の基準

市と市民の役割分担や市の政策上の必要性から、支援すべき事業であると認められること。

（３）効果・経済性の基準

補助金の交付目的に照らして、期待される効果が適切な範囲に及ぶものであると認められること。

補助の効果測定する客観的な指標を設定し、具体的な費用対効果があると認められること。

（４）団体運営等の的確性の基準

交付団体等の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であると認められること。

交付団体等の構成員が会費等による適正な負担を行うなど、自主財源の確保に努めていると認められること。

交付団体等の事業活動の内容が、団体の目的と合致していると認められること。

2．交付に関する事項

（１）補助対象外経費の明確化

次に掲げる経費は対象としない。

補助事業に直接関係しない視察旅費や、慰労的な経費

慶弔費、飲食費、親睦会費及び役員手当など、補助事業と直接関係しない団体運営に係る経費

その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

（２）補助金の適正化

国・県補助を伴う事業に係る市の補助は、原則として合理的理由がない限り上乗せ・横出し補助は行わないこと。

補助の対象者、対象経費、補助金額（上限の設定含む。）、その他補助金の支出にあたって必要な事項を個別に定めること。

団体等の決算における繰越額が、補助額を上回らないこと。

(3) 終期の設定

原則 3 年 (最長 5 年以下) ごとに見直しを行うこと。

自主・自立が認められる団体及び目的が達成された事業への補助は、補助期間内であっても打ち切ること。

国・県の制度の廃止、改正等があった場合、その時点で補助金の廃止を含めた見直しを行うこと。